

私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)の交付が過大

3件 不当金額(支出) 1264万円

1 補助金の概要

私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)は、都道府県が私立学校における教育に必要な経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助金の対象となる事業には、預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進に係る事業(以下「子育て支援事業」)等がある。

このうち、預かり保育推進事業については、私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園(これらを「私立幼稚園等」)において、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動(以下「預かり保育」)の実態があり、都道府県がその状況を確認した上で、私立幼稚園等に対して預かり保育に係る補助を実施していることが、補助金の補助対象となる要件となっている。

また、子育て支援事業については、私立幼稚園等において、施設又は教育機能を広く開放することを積極的に推進するため、保護者に対する教育相談事業等の取組(以下「子育て支援の取組」)の実態があり、都道府県がその状況を確認した上で、私立幼稚園等に対して子育て支援の取組に係る補助を実施していることが、補助金の補助対象となる要件となっている。

そして、平成27年度から子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」)が実施されたことに伴い、新制度へ移行するなどした私立幼稚園等(以下「新制度園」)は、預かり保育については原則として内閣府等が所管する一時預かり事業(幼稚園型)を、子育て支援の取組については原則として同府等が所管する地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」)を、市町村から受託するなどして実施することとなっている。一方、市町村が一時預かり事業(幼稚園型)や拠点事業を実施しない場合等、上記の事業への円滑な移行が困難な新制度園については、経過措置として、預かり保育推進事業及び子育て支援事業に係る補助金の補助対象とすることができることとなっている。

そのため、交付要綱等によれば、補助対象となる新制度園は、新制度が始まる前年度である26年度の預かり保育推進事業及び子育て支援事業に係る補助金の補助対象となった実績がある私立の幼稚園又はこれらの私立の幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園とされている。さらに、拠点事業を市町村から受託するなどしている私立幼稚園等は、子育て支援事業に係る補助金の補助対象とならないとされている。

補助金の交付額は、交付要綱等によれば、預かり保育推進事業、子育て支援事業等の各事業ごとに都道府県が私立幼稚園等に対する補助に要した経費の1/2の額を限度として、各事業の国庫補助単価に都道府県が補助金の補助対象とした私立幼稚園等の数を乗ずるなどして算定した額とされている。

2 検査の結果

3道県は、預かり保育推進事業に係る補助金の補助対象に、26年度の預かり保育推進事業に係る補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園を含めていたり、子育て支援事業に係る補助金の補助対象に、26年度の子育て支援事業に係る補助金の補助対象となった実績がなく補助の対象とならない新制度園や、拠点事業を市町村から受託するなどしていて補助の対象とならない私立幼稚園等を含めていたりなどしたため、補助金計1264万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
北海道	北海道	私立高等 学校等経 常費助成 費補助 (教育改 革推進特 別経費)	平成 27～30	25億6572万 円	12億8229万 円	1992万 円	950万 円	26年度の子育て支 援事業に係る補助 金の補助対象とな った実績がなく補 助の対象とならな い新制度園や、拠 点事業を市町村か ら受託するなどし ていて補助の対象 とならない私立幼 稚園等を含めてい たものなど
愛知県	愛知県	同	29	10億8707万	5億4353万	228万	114万	26年度の預かり保 育推進事業に係る 補助金の補助対象 となった実績がなく 補助の対象となら ない新制度園を含 めていたものなど
広島県	広島県	同	29	6億4829万	2億9414万	400万	200万	26年度の子育て支 援事業に係る補助 金の補助対象とな った実績がなく補 助の対象とならな い新制度園を含め ていたもの
計	3事業主体			43億0109万	21億1996万	2620万	1264万	